○特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付要綱

特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、特殊詐欺（電話をかけるなどして対面することなく、不正に、指定した預金口座に振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。）や悪質な電話勧誘販売等（以下「特殊詐欺等」という。）による住民への被害を防止するため、特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入に係る経費に対し、予算の範囲内で、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第5号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象となる機器）

第２条 補助金の交付対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、特殊詐欺等の被害を防止することを目的として製造された電話機又は電話機に接続して用いる装置であって、次の各号のいずれかに該当するもの（町内に設置されるものであって、専ら事業に用を供するものを除く。）とする。

(1) 被害を引き起こす可能性のある電話の着信に係る対策が施された電話機であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの。

(2) 電話機に接続して用いる装置であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの。

(3) 電話機に接続して用いる装置であって、被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有するもの。

（補助金の交付対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有し、かつ、現に居住している者

(2) 同一世帯に属する全員が町税を滞納していない者

(3) 満65歳以上であること

２ 補助金の交付の申請は、１世帯に付き１回に限るものとする。

（補助金の交付対象経費及び額）

第４条 補助金の交付対象となる経費は、対象機器の購入額及びその設置に必要な費用（以下「対象機器の購入費等」という。）とし、付属するサービスの加入及び利用に要する費用その他費用は含まないものとする。

２ 補助金の額は、対象機器の購入費等の3分の2に相当する額とする。ただし補助金の額が5,000円を超える場合は、5,000円を上限とし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）が、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び同一世帯に属する者全員の納税等の状況を調査することに同意する承諾書（様式第２号）

(2) 購入機器のカタログ又は取扱説明書の写し

(3) 対象機器購入費の額、品名及び購入日付の記載された領収書

２ 申請書は、規則第８条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

（補助金の交付決定及び確定通知）

第６条 町長は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定をしたときは、申請者に特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付決定及び確定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条 前条に規定する通知を受けた者は、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金請求書（様式第４号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付する。

２ 前項の規定による請求書の提出は、次の各号に規定する日のうち、いずれか早く到来する日までに行わなければならない。

(1) 町長が補助金の額の確定をした日から起算して30日を経過する日

(2) 補助金の申請を行った日の属する会計年度の３月31日

３ 前項の時期までに請求書の提出がない場合は、町長は交付の決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第８条 町長は、次の各号に該当すると認めたときは、補助金の決定（確定）を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

1. この要綱の規定に違反したとき
2. 不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（補則）

第９条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。